

秋田県後期高齢者医療広域連合公告第1号

秋田県後期高齢者医療広域連合財務規則第88条の規定に基づき、一般競争入札の実施について公告する。

平成30年5月18日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

1. 入札に付する事項

1 件 名	秋広一3010 秋田県後期高齢者医療広域連合財務会計システム賃貸借契約
2 納入場所	秋田県後期高齢者医療広域連合事務局内
3 納入期限	平成30年9月28日(金)
4 長期継続契約	この入札に係る契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の17並びに長期継続契約を締結することができる契約に関する条例(秋田県後期高齢者医療広域連合平成19年条例第12号)に基づく長期継続契約であるため、当該契約を締結した日が属する年度の翌年度の歳入歳出予算において、当該契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除又は変更することがある。この場合において契約の相手方は、契約の解除又は変更により生じた損害の賠償を秋田県後期高齢者医療広域連合に対し請求することができない。

2. 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成30年5月31日(木) 午前11時00分

(2) 入札の場所 秋田市山王四丁目2番3号 市町村会館1階

秋田県後期高齢者医療広域連合事務局内会議室

(3) 入札保証金

秋田県後期高齢者医療広域連合財務規則第89条第1項第2号の規定により免除する。

(4) 契約予定日 平成30年6月1日(金)

## (5) 注意事項

- ①秋田県後期高齢者医療広域連合財務規則（平成19年規則第15号）及び入札心得を遵守の上、入札に参加すること
- ②入札当日、入札時刻までに入札会場に集合しない場合は、棄権したものとみなす
- ③会場への来場者は、2名までとする
- ④落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積をした契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること
- ⑤入札方法は、「入札書」を任意の封筒に入れ、封かんの上、入札執行者に提出する方法で行う
- ⑥開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う
- ⑦落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する
- ⑧入札参加者が1者であった場合でも、入札を執行するものとする

## (6) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ①入札に参加する資格のない者のした入札
- ②不正行為により行った入札
- ③入札書に金額及び記名押印のない入札又は記載事項の確認ができない入札
- ④入札保証金の納入がない者及び入札保証金の納入額が不足する者がした入札
- ⑤同一人がした2以上の入札
- ⑥代理人でその資格のない者のした入札
- ⑦前各号に定めるもののほか入札条件に違反した入札

## 3. 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- (1) 租税に滞納がないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 秋田県後期高齢者医療広域連合の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中ではないこと。
- (4) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民

事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- (6) 秋田県内に本社、本店、支店、営業所等を有していること。
- (7) 地方自治法施行令第167条の5第1項の規定により定められた資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に国（公社又は公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を3回（工事又は製造に係る契約で契約金額が1,000万円以上のものについては2回）以上締結し、これらをすべて誠実に履行していること。
- (8) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しない者であること。

#### 4. 入札参加申込に関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成30年5月25日（金）までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、秋田県後期高齢者医療広域連合長の審査の上、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。
  - ① 秋田県後期高齢者医療広域連合登録業者の方
    - (ア) 一般競争入札参加申込書
    - (イ) 実績調書及び契約書等の写し
  - ② 秋田県後期高齢者医療広域連合登録業者ではない方
    - (ア) 入札参加資格審査申請書（様式第1号）
    - (イ) 営業経歴書（様式第2号）
    - (ウ) 支店・営業所一覧表（様式第4号）
    - (エ) 支店又は営業所等で入札参加申込をする場合は、入札書ならびに見積書の提出に関する事、契約締結に関する事及びその他契約に付帯する一切のことについての権限を委任する旨の委任状（様式第5号）※任意の様式でも可
    - (オ) 代理又は特約を受けている会社一覧表（第6号）
    - (カ) 使用印鑑届
    - (キ) 一般競争入札参加申込書
    - (ク) 実績調書及び契約書等の写し
    - (ケ) 法人登記簿謄本の写し（一般競争入札参加申込書を提出する日を基準として3か月以内に発効されたものに限る）個人にあつては、営業の事実を証する書類
    - (コ) 納税証明書の写し

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は伝送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は次のとおり受け付ける。

①受付期間 平成30年5月18日(金)から同年5月25日(金)までの土曜日、日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

②受付場所 秋田県後期高齢者医療広域連合事務局内

③申込書等 秋田県後期高齢者医療広域連合ホームページから入手すること

秋田県後期高齢者医広域連合ホームページ

<http://www.akita-kouiki.jp/menu4.html>

5. 設計書及び仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成30年5月18日(金)から同年5月30日(水)までの土曜日、日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧場所は、秋田県後期高齢者医療広域連合事務局内とする。

(3) 設計書、仕様書等は、秋田県後期高齢者医療広域連合ホームページにも掲載する。

6. 設計書及び仕様書の質問に関する事項

(1) 設計書及び仕様書の質問に関する受付期間は平成30年5月18日(金)から同年5月30日(水)午後1時までとする。

(2) 提出先は秋田県後期高齢者医療広域連合事務局とする。

FAX : 018-838-0611

電子メール : a-kouiki@aria.ocn.ne.jp

(3) 質問の方法

① 様式は任意とする

② 仕様書のどの部分に対する質問か、明確にすること

③電話での質問は行き違いを生じやすいので、質疑記録が残るように必ず文書か FAXまたは電子メールで質問すること(本通知に関してなど、仕様書と関わりのないことについては、電話で問い合わせてかまわない)

④質問の回答は平成30年5月30日(水)午後5時までに電子メールにて回答する

## 7. 入札参加資格証の交付に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、平成30年5月28日（月）に一般競争入札参加資格証を交付する。

## 8. その他

- (1) 入札に関する説明会及び現場説明会は実施しない。
- (2) 入札参加資格に関するヒアリングは実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。
- (3) 申込書等の作成にかかる費用は、申請者の負担とする。
- (4) 提出された申込書等は、返却しない。なお、提出された申込書等を公表し、又は無断で使用することはしない。
- (5) 入札参加者は、設計図書等を熟知し、本公告記載の入札にあたって留意すべき事項を遵守しなければならない。
- (6) 落札決定から契約締結前の間において、落札者が3に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。
- (7) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、秋田県後期高齢者医療広域連合財務規則等の定めるところによる。

## 9. 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田県後期高齢者医療広域連合 総務課

TEL：018-838-0610

FAX：018-838-0611

電子メール：a-kouiki@aria.ocn.ne.jp